附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

2　第一条の規定による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第五条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用する。

（刑事確定訴訟記録法の一部改正）

3　刑事確定訴訟記録法（昭和六十二年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十四条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

法務大臣　谷垣　禎一

内閣総理大臣　安倍　晋三

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十四号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条の二」を「第十五条」に、「第十条の三―第十条の十七」を「第十六条―第三十条」に、「第五章　株式会社民間資金等活用事業推進機構（第三十一条―第四十二条）」を「第五章　選定事業に対する特別の措置（第十一条―第二十条）」に、「第六章　民間資金等活用事業推進会議等（第二十条の二―第二十二条）」を「第六章　民間資金等活用事業推進機構による特定選定事業等の支援等（第二十一条―第三十六条）」に、「第七章　雑則（第二十三条・第四十四条）」を「第七章　雑則（第二十三条―第四十二条）」に改める。

第一節　総則（第一条―第三条）

第二節　株式会社民間資金等活用事業推進機構の設立（第三十一条―第三十五条）

第三節　管理（第三十六条―第四十二条）

第二款　民間資金等活用事業推進機構による特定選定事業等の支援等（第四十三条・第四十四条）

第一款　総則（第四十三条）

第二款　財務及び会計（第四十四条）

第三款　情報の提供（第四十五条）

第四節　業務（第四十六条―第五十条）

第一款　業務の範囲（第四十六条）

第二款　業務支援基準（第四十七条）

第三款　民間資金等活用事業推進委員会（第四十八条―第五十条）

第五節　解散等（第五十一条―第五十六条）

第六節　監督（第五十七条―第六十一条）

第七節　雑則（第六十二条―第六十五条）

第八節　罰則（第六十六条―第六十八条）

第一条中「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）」を「民間資金等活用事業推進機構による特定選定事業等の支援等に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）」に改める。

第二条第一項中「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）」を「民間資金等活用事業推進機構による特定選定事業等の支援等に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）」に改める。

第三条第一項中「第十八条」を「第七十七条」に、「ゆだねる」を「委ねる」に改める。

第五条第一項中「第六条」を「第七条」に、「第七条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第二十三条を第八十五条とする。

第七章を第八章とする。

第六章中第二十二条を第八十四条とする。

第二十一条の前の見出しを削り、同条を第八十三条とし、同条の前に見出しとして「（民間資金等活用事業推進委員会）」を付する。

第二十条の三第四項中「前各項」を「前三項」に改め、同条を第八十二条とする。

第二十条の二の前の見出しを削り、同条を第八十一条とし、同条の前に見出しとして「（民間資金等活用事業推進会議）」を付する。

第六章を第七章とする。

第二十条第二項中「（平成十七年法律第八十六号）」を削り、「第二十条第一項」を「（平成十一年法律第百十七号）第八十条第一項」に改め、第五章中同条を第八十条とする。

第十九条を第七十九条とし、第十八条の二を第七十八条とし、第十八条を第七十七条とし、第十七条を第七十六条とする。

第十六条第一項中「第十一条の二」を「第六十九条」に改め、同条を第七十五条とする。

第十五条を第七十四条とし、第十二条から第十四条までを五十九条ずつ繰り下げる。

第十一条の三第二項中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第九項中「第十一条の三第一項」を「第七十条第一項」に、「第十一条の三第五項」を「第七十条第五項」に改め、同条を第七十条とする。

第十一条の二の前の見出しを削り、同条第三項中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第十一項中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削り、同条を第六十九条とし、同条の前に見出しとして「（行政財産の貸付け）」を付する。

第十一条を第六十八条とする。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章　株式会社民間資金等活用事業推進機構による特定選定事業等の支援等

第一節　総則

（機構の目的）

第三十一条　株式会社民間資金等活用事業推進機構は、国及び地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえつつ、我が国経済の成長の促進に寄与する観点から、公共施設等の整備等における民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用が一層重要となっていることに鑑み、特定選定事業（選定事業であっ